

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会			
開催日時	令和元年8月30日(金)午後3時30分～午後4時20分			
開催場所	東村山市役所いきいきプラザ4階 教育委員会室			
出席者及び欠席者	●出席者： (委員)小泉委員長、黒羽副委員長、高橋委員、大塚委員、植場委員、小原委員、鈴木統括指導主事、大西子ども・教育支援課長、北條指導主事、進藤子ども・教育支援課長補佐、斉藤教育総務課施設担当係長、清水子ども・教育支援課就学相談員、八木子ども・教育支援課子ども相談員 (市事務局)湯浅崎子ども・教育支援課主任 ●欠席者： なし			
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	傍聴者数	1名
会議次第	1.挨拶 2.議事 ①東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会について ・委嘱状の交付 ・委員長・副委員長の選出について ②会議の公開と「傍聴に関する定め」について <議題> ○開設に向けたスケジュール等について 3.その他			
問い合わせ先	教育部子ども・教育支援課特別支援教育係 〒189-8501 東村山市本町1-2-3 電話番号042-393-5111(内線3444)			
会 議 経 過				
1、挨拶 ○子ども・教育支援課長より挨拶 自閉症・情緒障害特別支援学級の開設にあたっては、平成29年3月に制定した「東村山市特別支援教育推進計画 第四次実施計画」に基づき進めてきているところである。本実施計画策定時に行ったパブリックコメントにおいても、開設にむけて非常に多くのご意見をいただいた。併せて、東村山市第4次総合計画平成31年度版実施計画において準備を示させていただいている。				

教育委員会では、これまで既に開設をしている他市3校の特別支援学級を視察し、開設予定校の検討を進めてきた。この結果、使用可能な教室の状況、通学上の課題などを考慮し萩山小学校を開設予定校と決定した次第である。

特別支援教室が全校に設置され、改めて自閉症・情緒障害特別支援学級の必要性が求められている。東京都の公立学校において、区部では23区中、小学校が3区4校、中学校が4区4校。市部では26市中、小学校が13市27校、中学校が11市17校に自閉症・情緒障害特別支援学級が設置されており、少しずつではあるが増加傾向にある。

当市においても、他の自治体で自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍していた児童が転入してきた場合の転学先について、苦慮するケースが見られている。

本日は、第1回目の委員会であり、開設に向けたスケジュール、自閉症・情緒障害特別支援学級の位置づけや定義など法令を含め、改めて委員の皆様と確認をし、本委員会での今後の検討の参考としていただければと思う。本日も含め令和3年度4月の開設までの間、是非お力添えをいただきたい。

2、議事

①東村山市立学校自閉症・情緒障害特別支援学級開設準備委員会について

- ・委嘱状の交付
- ・委員紹介
- ・委員長、副委員長の選出について
 - 委員長に小泉委員が、副委員長に黒羽委員が選出された。

【委員長】

本学級が開設されることは、子どもたちや保護者にとって長年の夢であった。本校にも待ち望んでいる保護者・子どもたちがおり、他校も同様であると聞いている。開設にあたって、大変なこともあると様々な方面から聞いてはいるが、子どもの幸せのためにこうして皆が頑張れるということは、すてきなことではないかと思っている。一人一人の子ども、保護者、そのご家族すべてが、幸せになれるよう共にやっつけていけることをとともうれしく光栄に思っている。

【副委員長】

本学級は、小学校の校長としても待ち望んでいた。副委員長として委員長を助け、より良い開設に向けて取り組んでいきたい。

②会議の公開と「傍聴に関する定め」について

- 「東村山市特別支援教育推進計画策定委員会の傍聴に関する定め」が決定された。

<議題>

- 関係法令等から自閉症・情緒障害特別支援学級の位置付けについて

【事務局】

参考資料2ページの756号通知では、障害のある児童生徒等の就学先について、特別支援学校・特別支援学級・通級による指導での障害の種類及び程度につ

いて記されている。今回開設予定である、自閉症・情緒障害特別支援学級の対象となる児童生徒については、「一、自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二、主として心理的な要因による選択性かん黙等がある者で、社会生活への適応が困難である程度のも」とされている。

一における「それに類するもの」については、知的障害を伴わない自閉症と同様の行動特性を有するが、言葉の発達の遅れの目立たないアスペルガー症候群等があげられる。また、他人との意思疎通が困難とは、一般にその年齢段階に標準的に求められる言語等による意思の交換が困難であるということである。

「対人関係の形成が困難」の内容については、名前を呼ばれたら気付いて振り向く、他人からの働きかけに応じて遊び、自分や他人の役割を理解し協同的に活動する、他人の考えや気持ちを理解し、友達関係や信頼関係を形作ることなどが、一般にその年齢段階に要求される程度に至っていない状態のことを示す。

自閉症・情緒障害特別支援学級を開設するにあたって、知的障害特別支援学級との差について説明する。知的障害特別支援学級の対象となる児童生徒は、「知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのの一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも」とされている。自閉症・情緒障害特別支援学級との違いは、知的発達の遅滞があるということ、他人との意思疎通の程度や質の違いが差となる。

知的障害を伴う自閉症の児童生徒の場合においては、5ページの3「その他の重複障害のある児童生徒等について」にそって、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案するとされていることから、対象となる児童生徒の知的発達の程度に適した学級へ就学することとなる。また、自閉症・情緒障害特別支援学級の就学については、障害の状況によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で適正を判断することが必要であることが記されている。

次に通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者との差について説明する。4ページに記載がある。対象としては自閉症者・情緒障害者は同様であるものの、程度については「通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とされる程度のも」とされている。

このように同じ障害種別であっても程度において、就学先が異なるが、先に挙げた756号通知の6ページの「就学先等の見直し」によると、児童生徒の「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達段階の程度、適応等を勘案しながら柔軟に転学を行うこととされている。このことから、自閉症・情緒障害特別支援学級と通常の学級に在籍しながら利用する特別支援教室は、児童生徒の発達段階の程度や適応状況に応じて柔軟に転学を行い、学びの場を決定するこが適切であると考えられる。

次に教育課程について説明する。教育課程については、学校教育法施行規則に

基づき、「自閉症・情緒障害特別支援学級は小学校又は中学校の教育課程に準ずることを基本とする。しかし、特別支援学級に係る教育課程については特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」とされており、特別支援学校の学習指導要領を参考にして教育課程を編成する。ただし、自閉症・情緒障害特別支援学級においては、知的障害を伴わない児童生徒が在籍していることから、知的障害特別支援学校の指導形態である「各教科を合わせた指導」ではなく、「各教科及び領域の指導を基本とすることが望ましい」とされている。しかし、障害により各教科の内容の全てを学習することが困難な場合は、指導内容の精選を行い、一部を欠いたり、下学年の内容との関連を図ったりしながら指導を行う。その他に「自立活動」の時間を設定して「社会性の学習」を参考にした「対人関係に関する内容」と「ソーシャルスキルに関する内容」の指導をすることが望ましいとされている。

社会性の学習については、東京都教育委員会が平成19年度から知的障害特別支援学校において、「知的障害」と「自閉症」の2つの教育課程を編成できるようにし、平成22年度から小中学部を設置する全ての知的障害特別支援学校で実施している指導内容である。

特別支援学校における自閉症の教育課程は、社会性や認知・コミュニケーション等の困難さに必要な支援を実施していくとともに、感覚の過敏性などに配慮した環境の中で、自立を図るために必要な知識・技能・態度及び習慣を養うことを目標とした「社会性の学習」が創設された経緯がある。主な内容は、「対人関係に関する内容」と「ソーシャルスキルに関する内容」である。

○開設に向けたスケジュール等について

【事務局】

今年度については、8月、11月の計2回、準備委員会を開催する。次回の準備委員会では、既に自閉症・情緒障害特別支援学級を導入している自治体への視察を予定している。令和2年度は、5月、10月、12月、2月の計4回開催する予定である。令和2年5月の委員会では、工事計画、転学相談について、10月は、学級編制、施設整備について、12月は、主に指導内容について、最終回となる令和3年2月の委員会では、自閉症・情緒障害特別支援学級の運営に向けて、児童数の最終確認や開級式等について話し合いを行う。

学校関係のスケジュールについては、令和2年6月に、開設予定校である萩山小学校にて、保護者説明会を実施する予定である。令和3年2月には、萩山小学校で作成していただいた教育課程届を市教育委員会にご提出いただく。

就学・転学関係のスケジュールについては、令和2年6月、就学相談ガイダンスを実施する。ガイダンス終了後から6月末までが就学相談の申込受付期間となる。9月、小学校に在学中の1年生～5年生児童を対象とした、転学相談の申込受付を開始する。転学相談の申込終了時期は12月末を予定している。

施設関係のスケジュールについては、令和2年度より、特別支援学級の工事入札の準備や、工事契約、発注等を経て、夏休み期間に、音の出るような主要な工

事に入る予定である。

また、教育広報誌『きょういく東村山』令和2年12月号で、広く市民の方にも周知を行っていく。

東京都関係のスケジュールについては、令和2年6月、東京都に学級編制等調査票を提出する。また、特別支援学級の新設の申請もこの時期に行う予定である。

【委員】

学校関係のスケジュールで、萩山小学校での保護者説明会を6月とさせていただいている。これは就学相談ガイダンスの時期と合わせて設定をしたところではあるが、学校として保護者のお声であるとか、PTAの関係性であるとかで、この時期をずらした方が良い等のご意見があればいただきたい。

【委員長】

時期的に問題はないと思う。保護者の皆様にも少しずつ情報提供し、様子を見ながら説明会を開催したいと思うので、若干前後はあると思うが、そのような形でおさえさせていただきたいということではいかがか。

【委員】

全員賛同

3. その他

○次回の日程について

11月上旬を予定している。委員のメンバーで、青梅市の自閉症・情緒障害特別支援学級の視察を行いたいと考えている。

○これまでに視察した自閉症・情緒障害特別支援学級設置校3校について報告

平成29年11月に東久留米市立南町小学校、平成30年1月に東大和市立第五中学校、平成30年11月に青梅市立第二小学校の視察を行った。児童・生徒数、施設の様子、市内全体から見た位置付け等を中心に視察を実施した。

各校の児童・生徒数、学級数、施設状況、スクールバスの運行状況等について報告。